

(別表)

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業 料金表

1. サービス利用料金:介護報酬告示額

◇多床室=併設型

※金額は日額

介護度	介護予防(事業)		短期入所生活介護(事業)				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	4,380円	5,390円	5,990円	6,660円	7,340円	8,010円	8,660円
自己負担額(1割負担の方)	438円	539円	599円	666円	734円	801円	866円
自己負担額(2割負担の方)	876円	1,078円	1,198円	1,332円	1,468円	1,602円	1,732円

◇従来型個室

介護度	介護予防(事業)		短期入所生活介護(事業)				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金	4,330円	5,380円	5,790円	6,460円	7,140円	7,810円	8,460円
自己負担額(1割負担の方)	433円	538円	579円	646円	714円	781円	846円
自己負担額(2割負担の方)	866円	1,076円	1,158円	1,292円	1,428円	1,562円	1,692円

◇加算サービス

	サービス利用料金	自己負担額(1割負担の方)	自己負担額(2割負担の方)
サービス提供体制強化加算	180円/日	18円/日	36円/日
送迎加算(片道)	1,840円	184円	368円
療養食加算 ※1	230円/日	23円/日	46円/日
介護職員処遇改善加算	1日につき(介護保険該当金額の1000分の59の額)		
緊急短期入所受入加算 ※2	900円/日	90円/日	180円/日

※1 療養食加算については医師の食事箋にもとづいて食事提供した場合に算定します。

※2 緊急短期入所受入加算は利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービスに位置づけられていない短期入所生活介護を緊急で受け入れた場合に算定します。受け入れを行った日から7日(利用者の日常生活上の介護をしている家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に算定します。

2. 食事の提供に要する費用

基準費用額	朝食	昼食	夕食
1,380円/日	280円	550円	550円

※「負担限度額認定」を受けている方については以下のとおりです。

第1段階	第2段階	第3段階
300円/日	390円/日	650円/日

3. 居室に係わる費用(基準費用額)

多床室	従来型個室
840円/日	1,150円/日

※「負担限度額認定」を受けている方については以下のとおりです。

多床室	従来型個室		
第2~3段階	第1段階	第2段階	第3段階
370円/日	320円/日	420円/日	820円/日

○多床室の第1段階の方については居室料の自己負担はありません。